

鳥インフルエンザA（H7N9）に関する相談窓口を開設します。  
国内で感染者が確認された場合は、危機管理対応方針に基づき、  
対策本部を設置し対応します。

県では、中国・台湾で感染が確認（4月30日現在）されている鳥インフルエンザA（H7N9）に関して、健康対策課内に相談窓口を開設します。

また、国内で鳥インフルエンザA（H7N9）の感染者が確認された場合は、新潟県危機管理対応方針に基づき、知事を長とした対策本部を設置し、迅速に対応を行います。

なお、中国へ渡航される方は、以下の点にご留意ください。

- ・ 生きた鳥を扱う市場や家禽飼育場への立入を避ける。
- ・ 死んだ鳥や放し飼いの家禽との接触を避ける。
- ・ 鳥の排泄物に汚染された物との接触を避ける。
- ・ 手洗い、うがいにつとめ、衛生管理を心がける。
- ・ 外出する場合には、人混みはできるだけ避け、人混みではマスクを着用する等の対策を心がける。
- ・ 現地において、突然の発熱や咳など、呼吸器感染症の症状が現れた場合には、速やかに医療機関を受診する。

中国から帰国後10日以内にインフルエンザ様の症状が出た場合は、相談窓口  
に「中国に滞在していた」ことを伝え、受診する医療機関や今後の注意事項  
などについてご相談ください。

#### 【相談窓口】

健康対策課 電話（直通）025-280-5200

開設時間 午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を含む）

本件についての問い合わせ先  
健康対策課課長 永瀬  
電話（直通）025-280-5785（内線）2651  
危機対策課課長 藤塚  
電話（直通）025-282-1630（内線）6430